

(表1) 就労支援事業別事業活動明細書

- 就労支援事業の年間売上高が5,000万円を超える事業所
 就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であるが、製造業務と販売業務に係る費用を区分している事業所

事業所名 サンクルール今事業所

自 令和3年9月1日 至 令和4年8月31日

(金額単位:円)

勘定科目		合計	施設内作業	施設外作業
収益	就労支援事業収益	73,466,787	58,773,430	14,693,357
		0		
	就労支援事業活動収益 計	73,466,787	58,773,430	14,693,357
費用	就労支援事業販売原価	71,778,741	59,094,440	12,684,301
	期首製品(商品)棚卸高	0		
	当期就労支援事業製造原価	71,778,741	59,094,440	12,684,301
	当期就労支援事業仕入高	0		
		0		
	合 計	71,778,741	59,094,440	12,684,301
	期末製品(商品)棚卸高	0		
	差 引	71,778,741	59,094,440	12,684,301
	就労支援事業販管費	0	0	0
	就労支援事業活動費用 計	71,778,741	59,094,440	12,684,301
就労支援事業活動増減差額		1,688,046	▲ 321,010	2,009,056

※ 「自」「至」は、直近の会計年度を記載

※ 「当期就労支援事業製造原価」には、(表2)の当期就労支援事業製造原価明細書の数値を記載

※ 「就労支援事業販管費」には、(表3)の就労支援事業販管費明細書の数値を記載

※ 多種少額の生産活動を行う等の理由により、作業種別毎に区分することが困難な場合は、作業種別毎の区分を省略しても可

※ 製品(商品)を仕入れて販売しない(製品等の棚卸管理を行わない)事業所については、期首・期末棚卸高、仕入高への計上は不要

(表2)就労支援事業製造原価明細書

就労支援事業の年間売上高が5,000万円を超える事業所就労支援事業の年間売上高が5,000万円以下であるが、製造業務と販売業務に係る費用を区分している事業所

事業所名 サンクルール今事業所

自 令和3年9月1日

至 令和4年8月31日

(金額単位:円)

勘定科目	合計	施設内作業	施設外作業
I 材料費			
1. 期首材料棚卸高	0		
2. 当期材料仕入高	0		
計	0	0	0
3. 期末材料棚卸高	0		
当期材料費	0	0	0
II 労務費			
1. 利用者賃金	41,577,729	33,262,183	8,315,546
2. 利用者賞与引当金繰入	▲ 11,084	▲ 8,867	▲ 2,217
3. 就労支援事業指導員等給与 ※	0		
4. 就労支援事業指導員等賞与引当金繰入 ※	0		
5. 利用者通勤費	3,152,899	2,522,319	630,580
6. 法定福利費	7,253,385	5,802,708	1,450,677
当期労務費	51,972,929	41,578,343	10,394,586
III 外注加工費	4,487,183	4,487,183	0
(うち内部外注加工費)	(0)		
当期外注加工費	4,487,183	4,487,183	0
IV 経費			
1. 福利厚生費	985,624	788,499	197,125
2. 減価償却費	279,263	279,263	0
3. 運賃	5,567,197	5,567,197	0
4. 車両燃料費	127,210	49,659	77,551
5. 車両維持費	87,375	40,202	47,173
6. 消耗品費	2,174,773	1,087,387	1,087,386
7. 水道光熱費	733,044	586,435	146,609
8. 通信費	114,143	57,072	57,071
9. リース料	1,158,000	745,200	412,800
10. 地代家賃	4,092,000	3,828,000	264,000
11. 損害保険料	0		
12. 賃貸料	0		
13. 図書・教育費	0		
14. 租税公課	0		
15. 減価償却費	0		
16. 雑費	0		
当期経費	15,318,629	13,028,914	2,289,715
当期就労支援事業製造総費用	71,778,741	59,094,440	12,684,301
期首仕掛品棚卸高	0		
合計	71,778,741	59,094,440	12,684,301
期末仕掛品棚卸高	0		
当期就労支援事業製造原価	71,778,741	59,094,440	12,684,301

※ 「自」「至」は、直近の会計年度を記載

※ 「就労支援事業指導員等」は、指定基準を超えて専ら就労支援事業に従事するものとして雇用している従業員で、公費(訓練等給付費)で評価されている職員は、「福祉事業会計」で処理する。

※ 必要に応じて、勘定科目を追加のこと